

# 初診時保険外併用療養費（価格改定）について

当院は2025年4月より【紹介受診重点医療機関】となり、7千円以上の選定療養費の徴収が義務化されたため、価格改定いたします。

現在の初診時保険外併用療養費 5,500円(税込)

7月1日より



改定後の初診時保険外併用療養費 7,700円(税込)

※ 初診時に紹介状をお持ちでない場合、医療費とは別にご負担いただきます。

※ 医科・歯科はそれぞれ別に初診時保険外併用療養費がかかります。

# 初診時保険外併用療養費とは…

「初期治療は診療所等で、高度・専門医療は病院（200床以上）で行うという医療機関の機能分担推進を目的」として、厚生労働省により制定された制度です。

## 当院における初診の取り扱い

- ①当院に初めて受診される場合
- ②以前に受診したことがあるが、治療期間終了後に再び受診される場合

3ヶ月以上受診がない場合は原則初診（定期受診等、医師の判断で再診となる場合あり）

## 保険外併用療養費のご負担がない患者さま

- ①生活保護法の医療扶助対象方
- ②特定疾患などによる各種公費負担制度対象の方（乳幼児、こども医療費助成制度は対象外）
- ③緊急な診療（急患診療）であると判断された方

## 紹介状の有効期限

### 原則発行日より6ヶ月以内

発行から6ヶ月以上経過した紹介状をお持ちの場合は、初診時保険外併用療養費を請求させていただきます。

# 再診時保険外併用療養費（新設）について

当院は2025年4月より【紹介受診重点医療機関】となり、再診時保険外併用療養費として3千円以上の選定療養費の徴収が義務化されました。

医師より、他院への紹介を行う申出（逆紹介）がされたにもかかわらず、当院の当該診療科を受診した場合には、医療費とは別にご負担いただきます。

7月1日より

再診時保険外併用療養費 3,300円(税込)